

参考様式 2

〇〇異業種特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 塩尻市発注に係る塩尻市市民交流センター自立・分散型エネルギー設備等導入工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

- 二 前号に附帯する事業

第 2 条 当共同企業体は、〇〇異業種特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を塩尻市〇〇△△番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後〇ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

（注） 〇の部分には、例えば 3 と記入する。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

長野県〇〇市〇〇番地

〇〇特定建設工事共同企業体 代表者 〇〇株式会社

長野県〇〇市〇〇番地

〇〇特定建設工事共同企業体 代表者 〇〇株式会社

（代表者の名称）

第 6 条 当企業体は、〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

参考様式 2

第 8 条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

管工事 ○○特定建設工事共同企業体 代表者 ○○株式会社

電気工事 ○○特定建設工事共同企業体 代表者 ○○株式会社

2 前項に規定する分担工事の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（特定建設工事共同企業体協定書の締結）

第 8 条の 2 各構成員のうち、共同企業体を結成する構成員は、分担施工する業種毎に、別に定める特定建設工事共同企業体協定書を締結し、共同施工するものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第 12 条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第 13 条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第 14 条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れ

参考様式 2

るものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は、解散した場合に
おいては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇外 1 社は、上記のとおり〇〇異業種特定建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇工事 〇〇特定建設工事共同企業体 代表者 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇工事 〇〇特定建設工事共同企業体 代表者 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

参考様式 2

〇〇異業種特定建設工事共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

塩尻発注に係る下記工事については、〇〇異業種特定建設工事共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税及び地方消費税分を含む）

〇〇異業種特定建設工事共同企業体

代表者 〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇〇外 1 社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇異業種特定建設工事共同企業体

代表者 〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印